

厚生病院療養環境改善修繕プラン作成等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、厚生病院療養環境改善修繕プラン作成等業務委託事業において、企画提案者から調査、分析、経営改善等に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより価格だけでなく技術的な要素を考慮することで、より質の高い改善修繕プラン作成等業務を委託することを目的に定める。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

厚生病院療養環境改善修繕プラン作成等業務委託

(2) 業務の目的

本件業務は、鳥取県立厚生病院の病棟が供用開始から 39 年を迎え、老朽化が著しいほか、社会情勢や医療環境の変化に伴う現有施設の狭隘化など、喫緊の課題となっている療養環境の改善を進めるにあたり、来年度以降に検討の始まる新しい地域医療構想の議論に影響を与えない範囲の内容を念頭に置いた修繕プランを作成することを目的として実施する。

(3) 業務の内容

別添 1「仕様書」に基づき、現有施設の療養環境改善の修繕プランの作成業務を行う。

(4) 契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 予算額

3,500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 募集方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とする。

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書（様式第 2 号）を 5 の（1）の場所に、令和 7 年 9 月 11 日（木）午後 5 時までに郵送又は持参により提出しなければならない。また、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(7) 公募型プロポーザルの参加資格の審査について

ア （6）により提出された書類を審査の上、公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和 7 年 9 月 12 日（金）までに通知する。

イ アの審査により公募型プロポーザルの参加資格がないと認められた者は、鳥取県立厚生病院長に対し、参加資格がないとした理由について、令和 7 年 9 月 17 日（水）までに書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ウ イにより説明を求められた場合、鳥取県立厚生病院長は、説明を求めた者に対して令和 7 年 9 月 19 日（金）までに書面により回答する。

(8) 実施要領等の交付

本実施要領及び本件公募型プロポーザルに関する書類は、令和 7 年 8 月 7 日（木）から同年 9 月 11 日（木）までの間にインターネットの鳥取県立厚生病院ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoin/>）から入手するものとする。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和 7 年 8 月 7 日（木）から同年 9 月 11 日（木）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

5 の（１）と同じ

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）本件公告日から受託者決定日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （３）本件公告日から受託者決定日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （４）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の監査・コンサルティングに登録されている者又は令和 6 年鳥取県告示第 594 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 7 年 8 月 20 日（水）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより 5 の（２）の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 5 の（２）の場所に必ず連絡すること。

3 審査会の設置

- （１）企画提案書を審査するため、別添 2「厚生病院療養環境改善修繕プラン作成等業務委託審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、「厚生病院療養環境改善修繕プラン作成等業務審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。
- （２）審査会は 5 名で構成する。

4 選定方法

（１）評価方法

提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答の内容により、審査要領に基づき各項目の点数を審査委員の合議により採点し、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定するとともに、最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。

（２）審査結果の公表・通知

ア 審査結果は、令和 7 年 10 月中旬に鳥取県立厚生病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoin/>）で公表するほか、全ての提案者に通知する。

イ 公表または通知する審査結果は、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみを公表するほか、最優秀提案者と提案当事者のみを通知するものとする。

5 担当部局等

- (1) 公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150 番地

鳥取県立厚生病院経営課

電話 0858-22-8181(内線 3431) ファクシミリ 0858-22-1350

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

6 本件公募型プロポーザルに関する問合せの取扱い

ア 本件公募型プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第 6 号）により、電子メールまたはファクシミリにより令和 7 年 8 月 21 日（木）午後 5 時まで 5 の（1）の場所において受け付ける。

イ アで受け付けた質問及びそれに対する回答は、令和 7 年 8 月 27 日（水）までにインターネットの鳥取県立厚生病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）で公開する。

7 現地説明会・見学会

応募を検討する事業者を対象に、現地説明会・見学会を下記のとおり開催する。

- (1) 開催日時

令和 7 年 8 月 27 日（水）～令和 7 年 8 月 29 日（金）

日時は参加申込事業者と個別に調整する。

- (2) 開催会場

鳥取県立厚生病院

- (3) 参加申込方法

令和 7 年 8 月 21 日（木）までに、様式 1「現地説明会・見学会参加申込書」を 5 の（1）宛に電子メールで提出し、申し込むこと。なお、メール件名は、【厚生病院現地説明会・見学会参加申込書】とすること。

- (4) その他

ア 参加は 1 事業者につき 2 名までとする。なお、参加は任意であり、優先交渉者の選定における評価の対象とはしない。

イ 現地説明会開催以降も現地見学を希望する場合は個別に対応するので、希望する事業者は、5 の（1）まで問い合わせること。なお、1 の（6）の参加申込書受付期限後は、現地見学を受け付けない。

8 企画提案書の作成及び提出

- (1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、別添 3「企画提案書作成要領」に基づき企画提案書等を作成し、（2）に示す提出書類一式を持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

- (2) 提出書類

ア 会社概要書（様式第 3 号）※パンフレット等添付可。

イ 企画提案書

(ア) 表紙（様式第 4 号）

(イ) 本文（様式第 4 号－ 1 から様式第 4 号－ 3）

次表の区分の順に従い作成することとし、全体で 10 頁以内（各区分毎の上限は指定しない）とする。

なお、一度受け付けた企画提案書の差し替え、追加又は削除は認めない。

項番	区分	評価の視点
(1)	業務実施体制	・ 責任者、担当者及び業務遂行に関係のある者の指揮命令系統の適切さ、それぞれの者の業務実績及び有意な資格の保有状況 ・ プラン作成に際して、医療法及び建築基準法等関係法令との適応検討が可能な体制の確保状況 ・ 業務遂行に際しての基本姿勢、秘密保持をはじめとしたコンプライアンスに関する認識の適切さ
(2)	療養環境等の改善に関して現時点で考えられる修繕策	・ 具体性 ・ 実現可能性 ・ 療養環境及び就業環境の改善の効果 ・ 病院の運営、経営面からみた妥当性 ・ 業務理解度
(3)	工程計画	・ 中間まとめや節目の業務報告等の工程計画の妥当性

ウ 見積書（様式第 5 号）及び見積内訳書（任意様式）

(ア) 見積書に記載する金額は、企画提案書に記載する内容を実施するために必要な費用をすべて含めた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てるものとする。）とすること。

(イ) 見積内訳書には、経費の積算にあたり、提案項目ごとの直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等の内訳を記載すること。

(ウ) 1 の（5）に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とし、提案者は失格とする。

(3) 提出期限

令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時まで（必着）

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 本件公募型プロポーザルへの参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出することを明示すること。

ウ 提出された書類は本件公募型プロポーザルへの参加者に無断で、本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

実施は、令和7年9月下旬を予定しているが、参加申込者に対して別途同年9月11日（木）までに日時、会場を通知する。

(2) 実施方法等

ア プレゼンテーションは一提案につき15分以内とし、各プレゼンテーション終了後審査員との質疑応答時間を20分程度設ける。

イ プレゼンテーションは8（2）による企画提案書の範囲内で行うものとし、プレゼンテーション当日に新たに提案内容を追加することは認めない。

ウ プレゼンテーションに際して、プロジェクター及びスクリーンは当院が準備するが、その他の必要機材等があれば応募者が準備すること。

エ その他プレゼンテーションの実施に係る詳細については必要に応じて別途通知する。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者から改めて見積書を徴して契約締結の協議を行なった上で契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含むものとする。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

11 その他

（１）企画提案書の無効

２の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がされた企画提案書は無効とする。

（２）失格

審査会の委員に事前に働きかけ等を行った者及び１（５）の予算額を超える見積価格を提示した者は失格とする。

（３）参加費用

本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（４）個人情報の取扱い

受託者は本件業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報・死者情報の取扱に係る特記事項」を守らなければならない。

【参考：本件公募型プロポーザルの実施スケジュール】

令和７年８月 ７日（木）	公募開始
８月 21 日（木）	質問期限
９月 11 日（木）	参加申込書提出期限
９月 19 日（金）	企画提案書提出期限
９月下旬	プレゼンテーションの実施
10 月中旬	審査結果の通知及び契約の締結

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外保有・利用の禁止）

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

（個人情報の引渡し）

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

（複製・複写の禁止）

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（安全管理措置）

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわら

ず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（個人情報の返還等）

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

- 2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

- 3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（監査）

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。